

愛西市の憲法 自治基本条例ができました

自治
基本条例
とは

愛西市の自治の基本的な考え方や仕組み、まちづくりの担い手である「市民」「議会」「市長(行政)」の権利や責務を明らかにして、「市民が主体の自主自立のまちづくり」を進める基本的なルールを定めています。つまり愛西市の「憲法」です。

全員公募の「市民委員会」が、議論を重ね、ニュースの発行、中学校への出前授業なども行いながら、条文を作りました。

12月議会で、全会一致で可決された自治基本条例。この中身に沿ったまちづくりを「市民」「議会」「行政」それぞれがしっかり担っていくことが大切です。

市民団体の定義は？

質疑 第2条で、「市内で活動する団体」とあるが、
どういう団体を指すのか。

答弁 ボランティア、子ども会、NPOなど。各種、
数があり、具体的に明記していない。

サービスへの応分の負担とは？

質疑 第6条の3で、「市民は、市が提供するサー
ビスの享受に当たっては応分の負担を負わ
なければなりません」とあるが、負担能力
の弱い住民にはサービスの抑制になってい
くのではないか。

答弁 一般論として、受益者負担の原則で考えて
いきたい。ただ、負担能力の弱い市民に対
しては、個別の施策等で対応していくべき。

コミュニティと市の関係は？

質疑 21条では、「コミュニティの形成に向けて、
公的な自治の単位の設置について地域と協
議して実行していきます」とあるが、コミュ
ニティの形成は自主的なものでは。

答弁 第3条で、地域の自主自立を目指した地域
内分権について規定している。自主的に立
ち上がったコミュニティの地域と、市が考
える公共的な課題解決に当たる地域が一致
すればいいが、課題が解決できない場合は
協議したい。

住民投票規定は？

質疑 常設型の住民投票条例を盛り込まなかつた
理由は。

答弁 それぞれの課題ごとにできるように、個別型
の住民投票を採用した。

パブリックコメントをしなかったのは？

質疑 パブリックコメントをなぜ提案しなかったか。

答弁 今回、全て公募の委員で、本当に長い時間
をかけて、地域に出かけ、地域の声を直接
聞いて、条例文に反映された。委員の苦勞
を尊重した。

今後の検証は？

質疑 第40条の2で、「検証に当たっては、最も
効果的な方法により、市民の意思を聞か
なくてはなりません」とあるが、具体的には。
総合計画の市民会議のような組織を設ける
のか。定期的な見直しは。

答弁 アンケート、タウンミーティングなどで直
接住民の意見を聞くことも考えられる。組
織づくりは今後の課題。

市民への周知・職員の意識改革は？

質疑 市民と一緒にまちづくりをしていく職員の
意識改革にどう取り組むのか。市民への周
知は。

答弁 自治基本条例に関する研修を4回開催した。
市民へは「かわら版」や広報掲載を行っている。
職員と一緒に意識改革が行えるよう考
えたい。